

計量器の新規購入等で定期検査が免除になる場合について

- ◆計量法第19条第1項第3号（抜粋）
表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第72条第3項又は第96条第3項の規定により表示されたものに限る。）の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器。
- ◆同法施行令第10条第2項（抜粋）
法第19条第1項第3号の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては1年とする。



※平成31年（2019年）3月31日までの特例措置 R4.4以降は免除に該当するはかり無し

- ◆計量法施行令附則第5条第1項
非自動はかり、分銅及びおもりのうち、経済産業省令で定めるもの（法第72条第3項又は第96条第3項の規定により表示された年月が平成31年3月以前である検定証印等が付されたものに限り、定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く。）についての第10条第2項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは、「3年（3年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあっては、その定期検査の実施の期日までの期間）」とする。

- : 定期検査免除
- : 定期検査受検

（前回 定期検査）
2024年 令和6年 2年前
2025年 令和7年 1年前
今回 定期検査
2026年 令和8年
2027年 令和9年 1年後
（次回 定期検査）
2028年 令和10年 2年後

パターン 1

パターン 2

